

過重労働健康障害防止対策等の調査結果

名古屋北労働基準監督署

建設業に対する

建設業においては、工期の短縮化、土曜日の現場稼働、社員の高齢化、正規労働者の減少などから、長時間労働の傾向があり、過重労働による健康障害（脳・心臓疾患や精神疾患の発症など）が懸念されているところです。

名古屋北労働基準監督署は、管内に所在する主な総合建設業等の事業所に対し、過重労働による健康障害防止対策の取り組み状況等についての通信調査を実施しました。

今般、その結果を取りまとめましたので紹介いたします。

1、実施期間

平成24年5月～7月

2、対象事業場数

115社

3、回答事業場数

106社（回答率92.2%）

4、調査内容及び結果 以下のとおり



| 【回答事業場の属性】（有効回答106件） | |
|----------------------|------------------|
| ●支店・支社60件（56.4%） | ●本社・本店46件（43.6%） |
| ●IC・IDカード8件（8.2%） | |
| | |

| 【労働時間把握方法】（有効回答98件、複数回答あり） | |
|----------------------------|-------------------|
| ●出勤簿（時間把握なし）39件（39.8%） | ●タイムカード14件（14.4%） |
| ●IC・IDカード8件（8.2%） | |
| | |

6%（有効回答100件）

【労働時間の記録】（有効回答100件）

を把握をしているか否かの実態調査を行っている事業場は、22.4%のみである。



| 【労働時間の記録】（有効回答100件） | |
|------------------------|--|
| ●労働日数を記載91件（91.0%） | |
| ●時間外労働時間数を記載98件（98.0%） | |
| ●休日労働日数を記載93件（93.0%） | |
| ●深夜労働時間数を記載93件（93.0%） | |

| | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 3%（有効回答104件） | （19件（18.2%）） | （28件（27.2%）） | （22件（21.2%）） |
| 10%未満 | 19件（18.2%） | 30%未満 | 50%未満 |
| （28.8%） | （26.9%） | （30%） | （21.2%） |
| （28.8%） | （26.9%） | （30%） | （21.2%） |
| （28.8%） | （26.9%） | （30%） | （21.2%） |

“多すぎる管理監督者”労基法では、上位の役付者を限定・例外的に管理監督者として労働時間の規制対象外としている。このため、時間外・休日割増賃金の支払いはなく、また労働時間が把握されないことが多いため、過重労働による健康障害対策に遅れが見られる。

| 【労働時間の記録】（有効回答100件） | |
|---|---|
| ●自己申告・申請74件（75.5%） | ●使用者による現認・記録44件（44.9%） |
| ●適正な申請や申告が行われていることの点検・実態調査の実施22件（22.4%） | ●記録せず |
| ●約六分の1が把握なし” | ●労基法では、正しい労働日数や時間外労働時間数等を賃金台帳に記載することが義務付けられている。しかし、約2割の事業場がこれら法定項目を記載していない。 |
| ●出勤簿のみで把握のない事業場がある。このほか、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき正しい労働時間 | |

| 【管理監督者の割合】（有効回答104件） | |
|----------------------|--|
| ●70%以上5件（4.8%） | ●対象者あり40件（38.5%）うち医師の面接を実施している32件（80.0%） |
| | |
| | |

| |
|----------------------------------|
| 【1ヶ月80時間を超える労働者に対する医師の面接】 |
| (有効回答107件、平成23年または年度) |
| 対象者あり53件(49・5%) |
| うち医師の面接を実施している34件(31・8%) |
| うち医師の面接以外の措置を実施している12件(11・2%) |

患や精神疾患を防ぐため、産業医から労働者に対し申し出を勧奨するなど、さらなる実施率の向上が求められる。なお、面接指導などの結果、必要があれば事後措置を講じることとなる。

安全衛生委員会は毎月1回以上の開催が義務付けられているが、約17%に活動の停滞がある。

| |
|--------------------|
| 【健康管理体制】 |
| (有効回答35件、50人以上に限る) |

| |
|-----------------------|
| 衛生管理者の選任34件(97・1%) |
| 産業医の選任34件(97・1%) |
| 安全・衛生委員会の設置34件(97・1%) |

労働安全衛生法では、週40時間を超える労働時間が1ヶ月100時間を超える労働者のうち疲労の蓄積が認められる者(申出による)について、医師の面接指導を義務付けている。

また、週40時間を超える労働時間が1ヶ月80時間を超える労働者のうち疲労が認められるものについて、医師の面接指導などを努力義務付けている。

過重労働による脳心疾

”多い長時間労働、医師面接なしも”

半数を超える事業場で、1ヶ月80時間を超える時間外労働の実績がある。

労働安全衛生法では、週40時間を超える労働時間が1ヶ月100時間を超える労働者のうち疲労の蓄積が認められる者(申出による)について、医師の面接指導を義務付けている。

労働安全衛生法では、労務管理を適正に行うため、年に1回の健康診断を義務付けている。さらに検診の結果、所見があつた場合は、事業場が医師に対し、「就労に関する意見」を聴取しなければならないが、半数を超える事業場が実施していない。

| |
|-----------------|
| 【定期健康診断】 |
| (有効回答106件) |

有所見者に対する医師の意見聴取52件(49・1%)

労働安全衛生法では、建設業で常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し「衛生管理者の選任」、「産業医の選任」、「安全衛生委員会の設置」を義務付けている。また、

”安全衛生委員会の活性化が必要”

労働安全衛生法では、労務管理を適正に行うため、年に1回の健康診断を義務付けている。さらに検診の結果、所見があつた場合は、事業場が医師に対し、「就労に関する意見」を聴取しなければならないが、半数を超える事業場が実施していない。

なお、聴取の結果、事業場は意見等を勘案し、労働時間削減や作業転換、設備改善などの必要な措置を講じなければならぬ。